

大船渡市・三陸町合併合同検討会規約

(設置)

第1条 大船渡市と三陸町(以下「両市町」という。)との合併に関し、必要な事項を調査検討するため、大船渡市・三陸町合併合同検討会(以下「検討会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 検討会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 両市町の合併に係る事項の調査検討
- (2) 両市町の合併に係る建設計画案の作成
- (3) その他両市町の合併に関し必要な事項

(組織)

第3条 検討会は、両市町の助役、収入役及び教育長のほか、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 大船渡市の市長部局の部長、教育委員会事務局の教育次長、総務課長、企画財政課長、活力推進課長、保健福祉課長、商工観光課長、水産課長、建設課長及び生涯学習課長
- (2) 三陸町の町長部局の課長及び室長、議会事務局長、教育委員会事務局の課長並びに農業委員会事務局長

2 検討会に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長には大船渡市助役、副委員長には三陸町助役を充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、検討会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、検討会の会議を招集し、会議の議長となる。

(幹事会)

第6条 検討会の運営に関し協議又は調整するため、検討会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(専門部会)

第7条 両市町の合併に係る専門的な事項の調査検討及び建設計画案作成のため、検討会に専門部会を置く。

2 専門部会は、総務・財政部会、生活・福祉部会、産業振興部会、都市環境部会及び教育部会とする。

3 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(経費)

第8条 検討会に必要な経費は、両市町が協議して定める。

(事務局)

第9条 検討会の事務を処理するため、検討会に事務局を置く。

(補則)

第10条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規約は、平成13年5月16日から施行する。